

入札説明書

文化センター及び庁舎西館照明器具 LED 化更新工事

一般 07-03 号

令和 7 年 4 月

上牧町 総務部 総務課

入 札 説 明 書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」という。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出の日から開札の日までの期間に、上牧町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

エ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(2) 配置予定技術者の資格

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
電気工事	① 電気工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの ② 電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称するもの ③ 電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの ④ 電気工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤ 電気工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ⑥ 建設業法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者 ⑦ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理

	部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 ⑧ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者 ⑨ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者 ⑩ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者 ⑪ 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者 ⑫ 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者 ⑬ ⑬国土交通大臣が①～⑫までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者
--	---

注：「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、対応する工事業種に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務(営業担当など)に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月の工事経験が必要になります。

2 一般競争入札参加資格確認申請書の作成・提出について

- (1) この工事の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加資格確認申請書等」という。）を次の表により提出してください。

対象書類	・一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） ・上記様式に添付すべき書類
提出方法	持参又は書留郵便による
提出先	〒639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 上牧町役場 総務部 総務課 総務管財係 <u>令和7年4月10日（木）までに到着したもののみ有効</u>
費用	作成・提出にかかる費用は申請者負担

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会は実施しません。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書等により資格があることの確認をした結果を令和7年4月14日（月）までにFAXにて通知するものとし、後日、一般競争入札参加資格確認通知書を郵便にて通知いたします。
- (4) その他
- ア 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
- ウ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。

3 入札の手続

- (1) 入札書は、入札公告第3に掲げるとおり見積根拠資料と同時（同封）に書留郵便にて提出期限までに上牧町役場総務部総務課総務管財係に到着するようにしてください。
- (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（千円止め）を入札書に記載してください。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等が適正でない者のした入札
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 上牧町入札心得（平成25年9月）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (5) 本町により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格であり、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書の内容が適正である者のうち、入札公告第5に定める方法により落札者を決定します。落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

6 見積根拠資料に関する事項

- (1) 見積根拠資料は、示された全項目に金額を明示し、工事番号、工事名、工事場所並びに所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載することが必要です。
- (2) 見積根拠資料は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 見積根拠資料（工事内訳書）を提出しない場合
 - イ 見積根拠資料の「見積金額（税抜き）」欄に記載される額が、「入札書」に記載されている額と一致していない場合
 - ウ 見積根拠資料の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 各項目の金額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合

7 技術者の配置

落札者は入札公告第２の５に定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限りします。

８ 関連情報を入手するための照会窓口

(１) 入札及び一般競争入札参加資格確認申請書等

〒６３９－０２９３ 北葛城郡上牧町大字上牧３３５０番地

上牧町 総務部 総務課 総務管財係

電 話：０７４５－７６－１００１（内線２０８）

FAX：０７４５－７６－１００２

(２) 契約を担当する部課等

〒６３９－０２１４ 北葛城郡上牧町大字上牧３２４１番地

上牧町教育委員会事務局 文化振興課

電 話：０７４５－７８－９９００（直通）

FAX：０７４５－７８－９９０９